



発行新 鴻 県号外8平成28年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

43 新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則(児童家庭課)

規則

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第43号

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉施設規則(平成15年新潟県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正	後			改	正		前	
(施設の名称及び入所定員)			(施設の名称及び入所定員)					
第2条 施設の名称及び入所定員は、次のとおりと			第2条 施設の名称及び入所定員は、次のとおりと					
する。			する。					
施設の名称	入所定員		施設の名称			フ	八所定員	
(略)			(略)					
新潟県新潟学園	34人		新潟県新潟学園			80人		
(略)			(略	.)				

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。